

浜松市大規模小売店舗立地法事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「政令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）の事務処理を円滑に進めるため、浜松市大規模小売店舗立地法運用要綱（以下「運用要綱」という。）第18条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(審議会の開催)

第2条 市長は、法第8条第4項に基づく市の意見、第9条第1項の規定に基づく勧告、同条第7項に基づく公表について、専門的見地からの意見を参考とするため、浜松市大規模小売店舗立地審議会条例（平成20年浜松市条例第35号）に基づき、浜松市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を開催するものとする。

2 前項において、法第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出について、規則第11条第2項の規定に基づき法第7条第1項に規定する説明会を開催する必要があると認めた場合及び審議会委員全員が審議会の開催の必要なしと認める場合は、審議会の開催を省略し、書面にて審議するものとする。

3 審議会において、設置者は、必要に応じ、委員に対し、事業計画の説明を行うものとする。

(調整会議)

第3条 市長は、運用要綱第5条第2項に基づく指導及び助言、法第8条第4項に基づく市の意見、第9条第1項に基づく勧告、同条第7項に基づく公表及び規則第8条に基づく軽微な変更について、別表1に定める庁内関係課による浜松市大規模小売店舗立地調整会議（以下「調整会議」という。）を開き、庁内の意見を調整するものとする。

2 市長は、交通問題に関して静岡県公安委員会との意見調整を行うため、法第12条の規定に基づき、静岡県警察本部に調整会議への参加を求めるものとする。

3 市長は、調整会議において、設置者に出店計画の説明を求めることができるものとする。

4 調整会議に議長を置き、商業振興担当課長をもって充てる。

5 議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

6 議長は、事務の円滑な推進を図るため、法第6条第2項及び附則第5条第1項の規定に基づく届出（第6条第4項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）並びに運用要綱第6条第1項の規定に基づく申請について、その届出並びに申請内容に応じて、別表2に定める課と協議することで、庁内の意見を調整することができる。

7 調整会議の意見については、審議会に報告するものとする。

8 調整会議に関する庶務は、産業振興課が行う。

(届出等の閲覧等)

第4条 市長は、届出等について広く市民に周知するため、法第5条第3項（同項を準用する場合を含む。）、第8条第3項及び第6項の規定による縦覧を行ったときは、市政情報室、区産業振興担当課及び商工会議所又は商工会において、当該届出等を閲覧に供するとともに、浜松市ホームページに当該届出等の概要を掲載する。また閲覧できる日は、各施設の開所日とし、時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 市長は、法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出につ

いて、広く市民に知らしめるため、浜松市広報に縦覧及び閲覧の場所並びに期間を掲載する。ただし、市長が、規則第11条第2項の規定に基づき法第7条第1項に規定する説明会を開催する必要がないと認める場合を除く。

3 市長は、次に掲げる事項を浜松市ホームページに掲載する。

(1) 法第9条第1項に基づく勧告の概要

(2) 法第9条第7項に基づく公表の内容

(意見を有しない旨の通知)

第5条 市長は、法第8条第4項の規定に基づき意見を有しない旨の通知を行った場合は、理由を付してその旨を浜松市ホームページに掲載する。

(施行上の留意)

第6条 運用要綱及びこの要領の施行にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号。）第32条及び浜松市行政手続条例（平成8年浜松市条例第69号。）第29条の規定及び趣旨を遵守するものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

別表1

| 庁内各課組織 | 協議内容 |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 産業振興課 | 大規模小売店舗立地法、市商業集積ガイドラインに関すること |
| 都市計画課 北部都市整備事務所 (浜北区・天竜区) | 都市計画法、市都市計画マスタープランに関すること |
| 土地政策課 | 国土利用計画浜松市計画、土地利用事業、開発行為、地区計画に関すること |
| 土木総務課 | 道路、河川、水路、都市下水路の管理に関すること |
| 道路課 | 道路、橋梁の整備に係る調査、企画、調整に関すること |
| 交通政策課 | 都市交通施策、交通安全対策、駐車場法に関すること |
| 環境保全課 | 騒音、振動、市環境創造条例に関すること |
| 資源廃棄物政策課 | 一般廃棄物の処理、リサイクルに関すること |
| 産業廃棄物対策課 | 産業廃棄物の処理に関すること |
| 次世代育成課 (青少年育成センター) | 青少年の健全育成に関すること |
| 土木整備事務所 | 道路、河川、水路、都市下水路の管理に関すること |
| 県警察本部 | 交通問題に関すること |

別表2

| 庁内組織各課 | 新設 | 変更 | | | | | | | |
|-----------------------|----|------------------------|-------------|-----------------------|---------------------------|----------------------|-----------------------------|------------------------------------|----------------------------------|
| | 新設 | 店舗面積 | | 駐車場 | | | | | |
| | | 増床 | 削減 (既存店) | 位置の変更 | 位置の変更の 軽微変更の適 用について | 収容台数の 増加 (既存店) | 収容台数の減少 | 駐車場の位置の変更 を伴わない出入口の 数及び位置の変更 | 駐車場の位置の変 更を伴う出入口の数 及び位置の変更 |
| 都市計画課 北部都市整備事務所 | ○ | ○ | × | △軽微変更に 該当しない場 合 | ○ | ○ | △変更後に指針の 台数を満たさない場 合等 | ○ | △駐車場の位置変 更が軽微変更に該 当しない場合 |
| 土地政策課 | ○ | ○ | × | △軽微変更に 該当しない場 合 | ○ | ○ | △変更後に指針の 台数を満たさない場 合等 | ○ | △駐車場の位置変 更が軽微変更に該 当しない場合 |
| 土木総務課 | ○ | △大規模な 増床に該当 する場合 | × | × | × | × | × | × | × |
| 道路課 | ○ | ○ | × | △軽微変更に 該当しない場 合 | ○ | ○ | △変更後に指針の 台数を満たさない場 合等 | ○ | △駐車場の位置変 更が軽微変更に該 当しない場合 |
| 交通政策課 | ○ | ○ | × | △軽微変更に 該当しない場 合 | ○ | ○ | △変更後に指針の 台数を満たさない場 合等 | ○ | △駐車場の位置変 更が軽微変更に該 当しない場合 |
| 環境保全課 | ○ | ○ | × | △軽微変更に 該当しない場 合 | ○ | ○ | × | ○ | △駐車場の位置変 更が軽微変更に該 当しない場合 |
| 資源廃棄物政策課 | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | × |
| 産業廃棄物対策課 | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | × |
| 次世代育成課 (青少年育成センター) | ○ | ○ | × | × | × | × | × | × | × |
| 土木整備事務所 | ○ | ○ | × | △軽微変更に 該当しない場 合 | ○ | × | △変更後に指針の 台数を満たさない場 合等 | ○ | △駐車場の位置変 更が軽微変更に該 当しない場合 |
| 県警本部 | ○ | ○ | × | △軽微変更に 該当しない場 合 | ○ | ○ | △変更後に指針の 台数を満たさない場 合等 | ○ | △駐車場の位置変 更が軽微変更に該 当しない場合 |

| 庁内組織各課 | 変更 | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|---------------------------|----------------|---------------------------|
| | 駐輪場 | | | | 荷さばき施設 | | | |
| | 位置の変更 | 位置の変更の 軽微変更の適 用について | 収容台数の 増加 (既存店) | 収容台数の減少 | 位置の変更 | 位置の変更の 軽微変更の適 用について | 面積の増加 (既存店) | 面積の減少 |
| 都市計画課 北部都市整備事務所 | × | × | × | △変更後に指針の台 数を満たさない場合等 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | × | △変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等 |
| 土地政策課 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | × | △変更後に指針の台 数を満たさない場合等 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | × | △変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等 |
| 土木総務課 | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 道路課 | × | × | × | △変更後に指針の台 数を満たさない場合等 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | × | △変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等 |
| 交通政策課 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | × | △変更後に指針の台 数を満たさない場合等 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | ○ | △変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等 |
| 環境保全課 | × | × | × | × | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | ○ | △変更後に騒音発生源が集中 する場合等 |
| 資源廃棄物政策課 | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 産業廃棄物対策課 | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 次世代育成課 (青少年育成センター) | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 土木整備事務所 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | × | △変更後に指針の台 数を満たさない場合等 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | ○ | △変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等 |
| 県警本部 | × | × | × | △変更後に指針の台 数を満たさない場合等 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | × | △変更後に運用細則の面積を 満たさない場合等 |

| 庁内組織各課 | 変更 | | | | | | | |
|-----------------------|-----------------------|---------------------------------------|----------------|-------|--------------------|---|----------|--|
| | 廃棄物保管施設 | | | | 営業時間 | | | |
| | 位置の変更 | 位置の変更 についての 軽微変更の 適用につ いて | 容量の増加 (既存店) | 容量の減少 | 開店時刻の繰上げ | 開店時刻の 繰下げ又は 閉店時刻の 繰上げ (既存店) | 閉店時刻の繰下げ | 一部小売業者の繰上 げ又は繰下げを既成 営業時間と同じくす る場合 |
| 都市計画課 北部都市整備事務所 | × | × | × | × | △9時より前に繰り上 げる場合 | × | × | × |
| 土地政策課 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | ○ | × | × | × | × | × |
| 土木総務課 | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 道路課 | × | × | × | × | △9時より前に繰り上 げる場合 | × | × | × |
| 交通政策課 | × | × | × | × | △9時より前に繰り上 げる場合 | × | × | × |
| 環境保全課 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ |
| 資源廃棄物政策課 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 産業廃棄物対策課 | △軽微変更 に該当しな い場合 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × |
| 次世代育成課 (青少年育成センター) | × | × | × | × | △24時間営業とする 場合 | × | ○ | ○ |
| 土木整備事務所 | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 県警本部 | × | × | × | × | △9時より前に繰り上 げる場合 | × | × | × |

| 庁内組織各課 | 変更 荷さばき | | |
|-----------------------|--------------------|------------------------|--------------------|
| | 開始時刻の繰上げ | 開始時刻の繰下げ又は 終了時刻の繰上げ | 終了時刻の繰下げ |
| | 都市計画課 北部都市整備事務所 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 |
| 土地政策課 | × | × | × |
| 土木総務課 | × | × | × |
| 道路課 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 |
| 交通政策課 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 |
| 環境保全課 | ○ | × | ○ |
| 資源廃棄物政策課 | × | × | × |
| 産業廃棄物対策課 | × | × | × |
| 次世代育成課 (青少年育成センター) | × | × | × |
| 土木整備事務所 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 |
| 県警本部 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 | △周辺交通に影響を 与える場合 |